

大口町建設工事等に係る予定価格の事前公表事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大口町が発注する建設工事等に係る契約事務の公正な執行の確保及び透明性の向上を図るため、契約に係る予定価格の事前公表（以下「事前公表」という。）を行うに当たり、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに当該建設工事に係る設計、測量及び監理委託業務をいう。
- (2) 契約担当課 建設工事等の契約に関する事務を分掌する課をいう。

(公表の対象)

第3条 事前公表の対象は、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に係る建設工事等とする。

ただし、事前公表により適正な入札の執行に支障があると認められる場合その他特別の理由がある場合は、落札者決定後に予定価格の公表を行うものとする。

(公表の方法)

第4条 事前公表の方法は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を一般競争入札にあつては入札公告に、指名競争入札にあつては指名競争入札通知書（別記様式）に記載するものとする。

(その他必要事項)

第5条 この要領に定めるもののほか、事前公表について必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成14年大口町訓令第12号）

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成16年大口町訓令第3号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則（平成17年大口町訓令第6号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則（平成18年大口町訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年大口町訓令第13号）

この訓令は、平成18年12月1日から施行する。